

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開發、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する告示 新旧対照表

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開發、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成二十年経済産業省告示第百八十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開發、製造又は使用（以下単に「開發等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p>	<p>貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開發、製造又は使用（以下単に「開發等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開發等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p>

一 (略)

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して役務の提供を行う場合

七・八 (略)

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）

一 (略)

二 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（平成八年条約第四号）に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して役務の提供を行う場合

三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（平成二十五年条約第一号）に基づき、自衛隊がオーストラリア国防軍に対して役務の提供を行う場合

四 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条に基づく海上における警備行動（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供する貨物の開発等に係る技術の提供を行う場合

五 自衛隊法第八十四条の三に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

六 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

七・八 (略)  
(新設)

の用に供するために役務の提供を行う場合

十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために役務の提供を行う場合

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として役務の提供を行う場合

十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために役務の提供を行う場合

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために役務の提供を行う場合

別表  
（略）

（新設）

（新設）

（新設）

九 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供する貨物の開発等に係る技術の提供を行う場合  
（新設）

別表  
（略）

輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する告示 新旧対照表

○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づき派遣される国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するために輸出する貨物であつて、当該援助活動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づき派遣される国際平和協力隊、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員及び自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）が国際平和協力業務の用に供するために輸出する貨物であつて、当該業務の終了後本邦に輸入すべきものの、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づき派遣される国際緊急援助隊が国際緊急援助活動の用に供するために輸出する貨物であつて、当該援助活動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づき派遣される国際平和協力隊、海上保安庁の船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員及び自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。）が国際平和協力業務の用に供するために輸出する貨物であつて、当該業務の終了後本邦に輸入すべきものの、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処の用に供するために輸出する貨物であつて当該海賊行為への対処の終了後本邦に輸入すべきもの若しくは同法に基づく自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するた</p>

する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該停船検査又は回航検査の終了後本邦に輸入すべきもの、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処の用に供するために海上保安庁が輸出する貨物であつて当該海賊行為への対処の終了後本邦に輸入すべきもの若しくは同法に基づく自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該活動の終了後本邦に輸入すべきもの、自衛隊法第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該措置の終了後本邦に輸入すべきもの又は同法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該輸送

めに輸出する貨物であつて当該海賊対処行動の終了後本邦に輸入すべきもの、自衛隊法第八十二条に基づく海上における警備行動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該行動の終了後本邦に輸入すべきもの又は同法第八十四条の三に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該輸送の終了後本邦に輸入すべきもの

2  
～  
7  
(略)  
の終了後本邦に輸入すべきもの

2  
～  
7  
(略)